

## 農地法第3条許可申請に必要な書類（農地所有適格法人用）

申請の際は以下の書類全て揃え毎月15日までに提出してください。15日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日となります。

申請の都度以下の書類が原則として必要になります。また、内容により以下の書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。

●提出の際は来庁者の＜本人確認書類＞をお持ちください。

●必要部数：いずれも原本を1部ずつご用意ください。

原本還付をご希望の場合は、原本の提示とその写しの提出をお願いします。

	書 類	備 考	取得窓口
1	申請書		農業委員会
2	申請書 別紙1	譲受人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	
3	申請書 別紙2	農地所有適格法人としての事業等の状況	
4	土地の登記事項証明書	3ヶ月以内の全部事項証明 ※登記情報提供サービスで取得した証明書も可	法務局
5	譲渡人の住民票の写し、戸籍の附票等	現住所と土地の登記事項証明書の住所が異なる場合	市民窓口課等
6	営農計画書	新規就農（耕作面積が初めて1,000㎡以上になる場合）等	農業委員会
7	農地所有適格法人の定款	原本証明が必要	
8	農地所有適格法人の登記事項証明書	3ヶ月以内の現在事項全部証明書	法務局
9	株主名簿又は組合員名簿		
10	耕作証明書、農地台帳等 （他市町村農地の経営面積、経営農地地番、作付け作物がわかるもの）	法人の経営農地が長野市外にある場合	他市町村の農業委員会
11	誓約書		農業委員会
12	委任状	代理人が書類の提出をする場合 譲渡人・譲受人双方から必要（自署以外の場合は押印が必要）	（任意様式）

- ・ 所有権移転の場合は、各土地改良区において賦課金等の手続きが必要な場合があります。